

令和 6 年 1 1 月 1 4 日

関係各位

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課長

(公 印 省 略)

令和 6 年度居宅介護支援事業所管理者向けマネジメント支援研修の実施について（通知）

平素より東京都における介護保険行政の円滑な運営に御協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東京都は今年度から新たに居宅介護支援事業所の管理者等に向けて、マネジメントや人材育成等の知識・手法を身につけていくことを目的とした研修を実施いたします。

つきましては、受講者の募集について御案内いたしますので、受講を御検討くださいますようお願い申し上げます。

記

1 研修目的

居宅介護支援事業所の管理者が、主任介護支援専門員として地域において中心的な役割を果たしつつ、介護支援専門員の確保・育成を図るため、管理者としてのマネジメントや人材育成等の知識・手法を身につけていくことを目的とする。

2 研修運営事務局

特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会（東京都より受託）

3 研修カリキュラム

別紙「研修カリキュラム」のとおり（全 9 科目、合計 8 時間）

4 受講対象者及び定員

（1）対象者（ア、イのいずれかに該当）

ア 都内の居宅介護支援事業所の管理者

イ 都内の事業所^(※)で勤務する主任介護支援専門員

（※）地域包括支援センター、居宅介護支援、介護予防支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（各種介護予防サービスも含む。）

(2) 募集定員

1, 100人程度

5 研修受講申込期間

令和6年11月20日（水曜日）から令和6年12月20日（金曜日）まで

6 受講料

無料

7 研修実施期間

令和7年1月27日（月曜日）から2月28日（金曜日）まで（予定）

※オンデマンド配信する動画を受講者それぞれのタイミングで各自パソコンやスマートフォン、タブレットから視聴していただきます。

※詳細は、受講決定時に御案内します。

8 研修実施方法

研修はオンデマンド形式で実施します。上記7の研修実施期間内に研修動画を視聴してください。研修修了要件として、各科目の動画視聴後に実施する修了評価テスト及びアンケートまで完了していただく必要があります。

※事前課題及び事後課題はありません。

※会場参集やグループワークの実施はありません。

※通信料等は受講者のご負担となります。

※動画の視聴には大量のデータ通信を行うため、通信容量無制限の Wi-Fi 環境などでの受講を推奨します。

9 受講お申込み方法

申込みフォームで受講申込みを受け付けます。以下のURL又はQRコードから申込フォームにアクセスいただき、各自お申込みください。

※区市町村において申込みのとりまとめは実施いたしません。

※同一事業所内で複数人の受講希望者がいる場合でも、各々お申込みください。

ただし、定員が超過した場合は優先順位が高い方から受講決定を行いますので、同一事業所内で優先順位を御検討の上、申込フォームの優先順位記載欄に記載してください。

URL : <https://cmat.manaable.com/signup>

【QRコード】



10 受講決定の通知

令和7年1月中旬（予定）

※お申込み時に御登録いただいたメールアドレスに送信します。

11 研修教材について

テキストやワークシート等の郵送物はありません。研修システムに掲載する研修講義動画を視聴してください。

12 修了証書

すべての科目（全9科目）において、動画視聴、修了評価テスト及びアンケートが完了している方に対し修了証書を交付いたします。修了証書の交付方法や時期は、別途御案内いたします。

13 法定外研修としての位置付け

本研修は、東京都**主任**介護支援専門員**更新**研修の受講要件のひとつである「資質向上要件」において、毎年度4回以上受講することが求められている研修（以下「法定外研修」という。）に位置付けます。**全9科目を修了した場合のみ修了証書を発行し、法定外研修4回分と位置付けます。**したがって、本研修の一部の科目のみ修了した場合では、法定外研修としてみなすことはできません。

※以下の例1及び例2の回答は、いずれも「みなせません」となります。

（例1）別添「研修カリキュラム」の大項目区分1「職員の採用・指導支援に係る取組」の3科目を修了したが、法定外研修1回分としてみなせるか。

（例2）別添「研修カリキュラム」の大項目区分1～3は修了したが、大項目区分4「事業所の経営について」のみ視聴できなかった。大項目区分1～3は修了しているので法定外研修3回分としてみなせるか。

14 その他

- （1）お申込みは一人当たり1回でお願いします。重複申込には御注意ください。
- （2）科目ごとに研修アンケートを実施します。御回答いただきました内容は研修事務局にてとりまとめ、今後の研修事業の参考とさせていただきます。
- （3）受講申込時、研修受講中又は修了時等の際に不正等が発覚した場合には、本研修の受講決定は取り消され、研修修了についても無効となりますので、あらかじめ御留意ください。
また、修了証書交付後に取り消された場合は、修了証書の返還が必要となります。

15 お問い合わせ先

【申込や受講決定などの研修実施に関すること】

特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-9-3 10階

電話：03-3263-5636 FAX：03-3556-1543

【研修内容に関すること】

東京都福祉局 高齢者施策推進部 介護保険課 ケアマネジメント支援担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎26階北側

電話：03-5320-4279